

文京区養親希望者手数料負担軽減事業

補助金の交付申請について

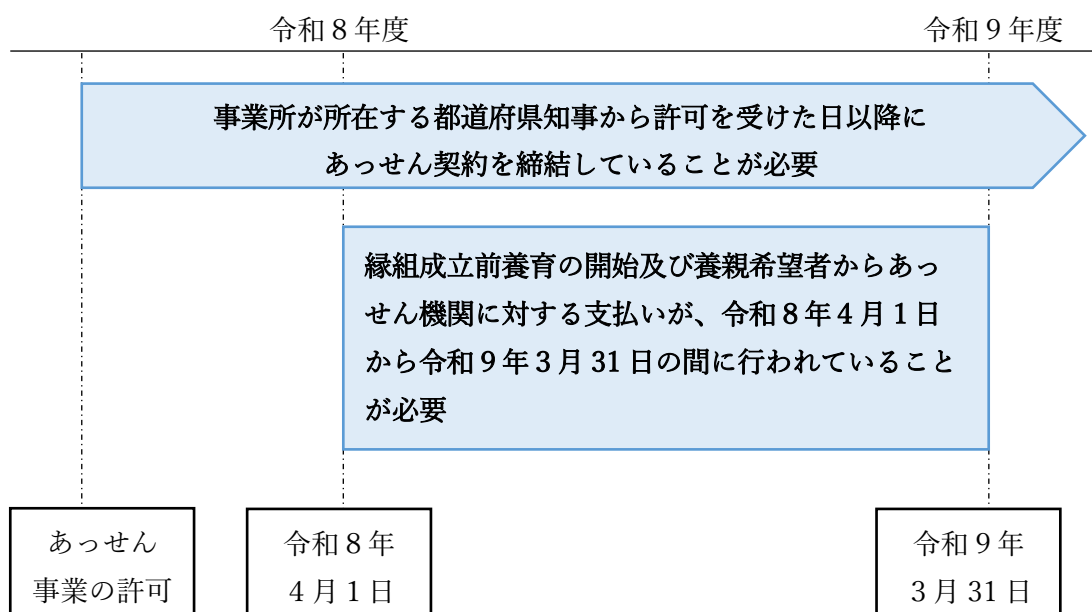
- 1 事業の概要
- 2 補助の内容・要件
- 3 交付申請の手続き
- 4 交付申請必要書類一覧・チェックリスト
- 5 交付申請書の記入例
- 6 手数料支払証明書の記入例（民間あっせん機関ご担当者の方へ）

1 事業の概要

- (1) この事業は、区内に居住する養親希望者（以下「養親希望者」という。）の負担軽減を図るため、養親希望者が養子縁組あっせん機関に対して支払った手数料について、文京区が養親希望者に対して、当該手数料負担に相当する額の全部又は一部を補助するものです。
- (2) このマニュアルでは、補助の内容や要件、申請に必要な手続き等をご案内しております。内容をご確認の上、申請手続きを行っていただきますようお願いいたします。

2 補助の内容・要件

- (1) あっせん機関が、事業所が所在する都道府県知事から許可を受けた日付より後に締結した契約に基づいてあっせんを行い、養親希望者が縁組成立前養育を開始した場合に、養親希望者があっせん機関に対して支払った手数料について、補助を行います。
- (2) 令和8年度は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに、養親希望者が民間あっせん機関に対して手数料を支払った場合について、補助対象とします。



- (3) 民間あっせん機関に対して支払った手数料について、1人（世帯）当たり60万円¹を上限として補助を行います。
- (4) 補助の回数は、1回のあっせんにつき、1回に限ります。
- (5) 縁組成立前養育開始日から交付申請日までの間、区内に居住していることが必要です。（交付申請の時点で、縁組成立前養育が開始していない場合には、交付申請の時点で区内に居住していることが必要です。）

¹ 令和7年7月14日付こ支虐第281号「児童虐待防止対策等総合支援事業費の国庫補助について」にて定める「児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」に基づいています。

3 交付申請の手続き

「4 交付申請必要書類一覧・チェックリスト」、「5 交付申請書の記入例」及び「6 手数料支払証明書の記入例」も併せてご確認ください。

(1) 必要書類

	必要書類	備考
1	文京区養親希望者手数料負担軽減事業補助金交付申請書（第1号様式）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 原本をご提出ください。本人控えとしてコピーを取ってください。【5(1)及び5(2)参照】
2	文京区養親希望者手数料負担軽減事業所要額調書（別紙1）	
3	文京区養親希望者手数料負担軽減事業手数料支払証明書（別紙2）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 民間あっせん事業者が記入する書類です。【6参照】 ➤ 原本をご提出ください。本人控えとしてコピーをとってください。
4	住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 区内に居住していること、続柄を確認するための書類です。 ➤ 申請日前3か月以内に発行されたものに限ります。 ➤ 原本をご提出ください。マイナンバーの記入は不要です。
5	民間あっせん機関が発行した領収書のコピー ※交付申請の時点で民間あっせん機関に手数料を支払い、領収書の交付を受けている場合。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 民間あっせん機関へ支払った手数料の金額を確認するための書類です。 ➤ コピーをご提出ください。原本はお手元で保管してください。 ➤ 交付申請の時点で手数料を支払っていない場合には、請求書と合わせてご提出いただきます。

(2) 申請方法

申請は郵送でお願いします。簡易書留や特定記録郵便など、差出・配達証明が証明される郵便をお勧めします。

(3) 送付先

住所：〒112-0002 東京都文京区小石川 3-14-7
宛先：文京区児童相談所児童支援推進係 里親担当
電話：03-3811-5241

(4) 補助金支払までの流れ

※各締切日は目安の日付となりますので、予めご了承ください。

	第 1 回	第 2 回
対象者	令和 9 年 1 月 31 日 (日) までに縁組成立前養育を開始し、手数料を支払った方	令和 9 年 3 月 31 日 (水) までに縁組成立前養育を開始し、手数料を支払った方。(予定を含む。) 第 1 回申請締切に間に合わなかった方
交付申請締切	2 月 12 日 (金) まで	3 月 12 日 (金) まで
交付決定	2 月下旬	3 月下旬
請求書の提出	3 月上旬	4 月上旬
補助金の支払	3 月末まで	4 月末まで

- 交付申請を受けて、交付決定の通知をお送りします。
- 交付決定の後、請求書のご提出が必要です。請求書の提出については、交付決定の通知を送付する際に、別途お知らせいたします。
- 第 1 回のスケジュールで提出された方でも、書類の不備などがあった場合は、第 2 回のスケジュールでお支払いします。

(5) 支払にあたっての注意事項

- 補助金は口座振込でお支払いします。
- 振込先口座は、申請者名義の口座を指定していただきます（旧姓や配偶者名義の口座は指定できません。）
- ゆうちょ銀行の口座を振込先に指定する場合は、振込専用の店名・預金種目・口座番号が必要です。
- 文京区の公金取扱金融機関でない金融機関を指定することはできません。（インターネットバンク等）

(6) その他の留意点

- 申請書添付書類の発行等にかかる手数料及び切手代等郵送に係る費用などは、申請者の負担になります。
- 補助金の交付決定等は書面にてお知らせします。住民票で確認した住所以外の住所に送付することはできませんので、申請後に転居をする場合などには、転送届を郵便局に提出してください。
- 申請書類に不備や不足があった場合は、確認や追加提出依頼のために区担当者から連絡をすることがあります（原則として、申請者の電話番号にご連絡します。）。
- ご提出いただいた書類は返却できません。コピー等を取った上でご提出ください。
- 本事業で受け取った助成金は、各人にとって所得税法上の「一時所得」となります。本助成金以外に一時所得がある場合、合計額によっては税務署への確定申告が必要です。確定申告の方法などは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

4 交付申請必要書類一覧・チェックリスト

No	提出書類	☑
	交付申請様式	
1	文京区養親希望者手数料負担軽減事業補助金交付申請書（第1号様式）	<input type="checkbox"/>
	住所は住民票に記載してある住所と一致していますか。	<input type="checkbox"/>
	申請年月日の時点で区内に居住していますか。	<input type="checkbox"/>
2	文京区養親希望者手数料負担軽減事業所要額調書（別紙1）	<input type="checkbox"/>
	申請者は交付申請書（第1号様式）の申請者と同一ですか。	<input type="checkbox"/>
	住所は住民票に記載してある住所と一致していますか。	<input type="checkbox"/>
	養子縁組あっせん契約締結年月日、縁組成立前養育開始年月日は、手数料支払証明書（別紙2）に記載してある年月日と一致していますか。	<input type="checkbox"/>
	所要額の欄は、手数料支払証明書（別紙2）に記載してある領収（予定）金額と一致していますか。	
3	文京区養親希望者手数料負担軽減事業手数料支払証明書（別紙2）	<input type="checkbox"/>
	本様式は、民間あっせん機関が記入します。 文京区には原本の送付が必要です。本人控えとしてコピーを取ってください。	<input type="checkbox"/>
	養子縁組あっせん契約締結年月日、縁組成立前養育開始年月日、あっせん手数料の領収（予定）日・領収（予定）金額を確認しましたか。	<input type="checkbox"/>
	その他参考となる資料	
1	住民票の写し	<input type="checkbox"/>
	申請日前3か月以内に発行されたものですか。	<input type="checkbox"/>
	申請者・配偶者それぞれの氏名の記載がありますか。	<input type="checkbox"/>
	続柄で夫婦であることが確認できますか。	<input type="checkbox"/>
2	民間あっせん機関が発行した領収書のコピー	<input type="checkbox"/>
	交付申請の時点で民間あっせん機関に手数料の支払いを行っており、民間あっせん機関から領収書の交付を受けている場合には、領収書のコピーを添付してください。	<input type="checkbox"/>
	領収書の日付は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの日付ですか。	<input type="checkbox"/>
	領収書の日付は、手数料支払証明書（別紙2）のあっせん手数料の領収日と一致していますか。	<input type="checkbox"/>
	領収書の金額は、手数料支払証明書（別紙2）のあっせん手数料の領収金額と一致していますか。	<input type="checkbox"/>

5 交付申請書の記入例

(1) 文京区養親希望者手数料負担軽減事業補助金交付申請書（第1号様式）

別記様式第1号（第5条関係）	
	年 月 日
文京区長 殿	
	住所 文京区小石川3-14-7
	申請者氏名 文京 太郎
文京区養親希望者手数料負担軽減事業補助金交付申請書	
文京区養親希望者手数料負担軽減事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。	
	記
1 申請額	金 <u>600,000</u> 円
2	文京区養親希望者手数料負担軽減事業所要額調書（別紙1）
3	文京区養親希望者手数料負担軽減事業手数料支払証明書（別紙2）
4	その他参考となる資料

(2) 文京区養親希望者手数料負担軽減事業所要額調書（別紙1）

別記様式第1号 別紙1

文京区養親希望者手数料負担軽減事業所要額調書

申請者	フリガナ	ブンキョウ タロウ	住所	(〒112-0002) (電話番号 03 - 3811 - 5241)
	氏名	文京 太郎		文京区小石川3-14-7
配偶者	フリガナ	ブンキョウ ハナコ	住所	(〒112-0002) (電話番号 03 - 3811 - 5241)
	氏名	文京 花子		文京区小石川3-14-7

○あっせん事業の概要

事業者名	●●●●	事業者の所在地	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇〇〇〇〇〇〇
養子縁組あっせん契約 締結年月日	△△年△△月△△日	縁組成立前養育 開始年月日	□□年□□月□□日

○補助金算定額表

支払った手数料の額 (A)	基準額 (B)	所要額	備考
1,500,000円	600,000円	600,000円	

- (注) 1 「支払った手数料の額」の欄は、あっせん事業者に支払った手数料の総額を記載すること。
 2 「所要額」の欄は、「支払った手数料の額」又は「基準額(上限額)」のいずれか低い額を記載すること(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を記載すること)。

6 手数料支払証明書の記入例（民間あっせん機関ご担当者の方へ）

文京区養親希望者手数料負担軽減事業手数料支払証明書（別紙2）

別記様式第1号 別紙2

文京区養親希望者手数料負担軽減事業手数料支払証明書

年 月 日

文京区長 殿

あっせん事業者の名称 ●●●●

所在地 ○○○○○○○○

電話番号 △△-△△△△-△△△△

代表者氏名 □□ □□ (印)

以下のとおり、文京区養親希望者手数料負担軽減事業補助金の対象となるあっせん手数料の支払を受けたことを証明します。

あっせん事業者記入欄

あっせん事業の許可を受けた日	○○年○○月○○日
----------------	-----------

養親(希望者)情報記入欄

	申請者	配偶者
フリガナ	ブンキョウ タロウ	ブンキョウ ハナコ
養親氏名	文京 太郎	文京 花子
養親の住所	文京区小石川3-14-7	文京区小石川3-14-7
養子縁組あっせん契約締結年月日	△△年△△月△△日	
縁組成立前養育開始年月日	□□年□□月□□日	
あっせん手数料の 領収(予定)日 領収(予定)金額	領収日	○○年○○月○○日
	領収金額	1,500,000 円

<注意事項>
 ※ あっせん契約締結年月日は、あっせん事業の許可を受けた日以降である必要があります。
 ※ 縁組成立前養育開始年月日は令和7年4月1日以降、あっせん手数料の領収年月日は申請年度の4月1日から3月31日である必要があります。

【民間あっせん機関ご担当者様】
事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた日付を記入してください。

【民間あっせん機関ご担当者様】
支払が同一年度内で複数にわたる場合は、それぞれの支払ごとに本証明書を作成してください。